

掛川市告示第45号

掛川市特定不妊治療費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

掛川市長 松井三郎

第3の(3)を削る。

第5の(1)中「5万円」を「10万円」に改め、「2回」の次に「（特定不妊治療を受けた初年度にあっては3回）」を加える。

第6の(1)のカ中「所得証明書」を「所得を証明する書面（市において当該所得を確認できない場合に限る。）」に改める。

様式第1号中「所得証明書」を「所得を証明する書面（市において当該所得を確認できない場合に限る。）」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。